

令和6年第2回
笠間市議会定例会会議録 第6号

令和6年6月13日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井 栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山 猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長 山口伸樹君

副市長	近藤慶一君
教育長	小沼公道君
市長公室長	堀江正勝君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
環境推進部長	小里貴樹君
保健福祉部長	堀内信彦君
こども部長	深澤充君
市立病院事務局長	木村成治君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	関根主税君
上下水道部長	友部邦男君
教育部長	松本浩行君
消防長	菌部恵一君
会計管理者	西山浩太君
笠間支所長	根本薫君
岩間支所長	橋本祐一君

出席議会事務局職員

議会事務局長	山田正巳
議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	鶴田貴子
係長	神長利久
係長	上馬健介

議事日程第6号

令和6年6月13日（木曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 諮問第3号 審査請求に関する諮問について
- 議案第48号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 笠間市福祉更生事業基金条例を廃止する条例について

- 議案第51号 市道路線の認定について
- 議案第52号 動産購入契約の締結について
- 議案第53号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第3 清掃施設整備等調査特別委員会の中間報告について

日程第4 決議案第1号 ガザ地区における平和の早期実現を求める決議

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 諮問第3号 審査請求に関する諮問について

議案第48号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第49号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について

議案第50号 笠間市福祉更生事業基金条例を廃止する条例について

議案第51号 市道路線の認定について

議案第52号 動産購入契約の締結について

議案第53号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

議案第55号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第3 清掃施設整備等調査特別委員会の中間報告について

日程第4 決議案第1号 ガザ地区における平和の早期実現を求める決議

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第6号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、17番西山 猛君、18番石松俊雄君を指名いたします。

諮問第 3号 審査請求に関する諮問について

議案第48号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第49号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について

議案第50号 笠間市福祉更生事業基金条例を廃止する条例について

議案第51号 市道路線の認定について

議案第52号 動産購入契約の締結について

議案第53号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

議案第55号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（大関久義君） 日程第2、諮問第3号 審査請求に関する諮問についてから議案第55号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の9件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、これより各常任委員会の委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務企画委員会委員長より報告願います。

委員長安見貴志君。

〔総務企画委員長 安見貴志君登壇〕

○総務企画委員長（安見貴志君） 今期、市議会定例会において、総務企画委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、

御報告申し上げます。

当委員会は、6月4日及び7日に執行部より関係部課長等の出席を求め、付託された議案第52号及び議案第54号、並びに諮問第3号について審査を行いました。

初めに、6月4日に行いました委員会について、審査過程での主な質疑と審査結果について御報告申し上げます。

議案第52号 動産購入契約の締結については、消防ポンプ自動車の更新時における物価高騰の影響や旧車両の処分方法などの質疑がありました。

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）では、企画政策課所管で、子育て拠点整備事業の施設の位置づけや運営方法、デジタル戦略課所管で、生成AIプラットフォームの使用料、危機管理課所管で、故障した防犯灯の修理状況、環境政策課所管で、再配達削減モニター事業の内容について質疑がありました。

採決の結果、議案第52号については、全会一致により、また議案第54号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諮問第3号 審査請求に関する諮問についてでございますが、本案は、上下水道部下水道課が審査請求人に対し、下水道使用料を請求した処分の取消しを求めるもので、地方自治法第229条第2項の規定に基づき諮問されたものです。

審査庁としての裁決案は、本件審査請求を棄却するというものであります。建設産業委員会にも関わる内容であるため、笠間市議会会議規則第103条の規定に基づき、建設産業委員会に連合審査会の開会を申し入れ、6月7日に連合審査会を開催し、連合審査会終了後、当委員会において採決を行いました。

連合審査会における審査の経過及び当委員会での採決結果について御報告申し上げます。

連合審査会では、処分庁の事務処理方法や下水道使用料の請求までの経過等について確認いたしました。排水設備計画確認申請における初期対応について、改善すべき点は認められるものの、審査請求人及び代理人の主張には、下水道使用料請求処分を撤回すべき事由は認められないとの意見がありました。連合審査会の審査を受け、当委員会としては、審査庁の見解のとおり本件審査請求を棄却すべきであると判断し、資料03議案審査結果表の2ページにあります答申書案のとおり答申することに決した次第であります。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。御報告といたします。

○議長（大関久義君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長坂本奈央子君。

〔教育福祉委員長 坂本奈央子君登壇〕

○教育福祉委員長（坂本奈央子君） 今期市議会定例会において、教育福祉委員会に付託

になりました議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、6月5日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第48号外4件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、議案第50号 笠間市福祉更生事業基金条例を廃止する条例については、本基金が個人の寄附によるものであるため、寄附者の遺族、後継者に対し経緯を報告するなどを含め、感謝の気持ちを伝えてほしいと要望しました。

次に、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）では、健康医療政策課所管の予防接種事業について、令和6年度のコロナワクチンの接種対象者、補助内容、通知の方法等を確認しました。

こども育成支援センター所管のこども情報共有システムについては、システムの概要、目的等を確認しました。また、こども部が新設されたことについて、教育委員会など部をまたいで連携してしっかり子どもを支えてもらいたいと要望しました。

学務課の修繕料の補正については、予算状況を確認した上で、学校施設で雨漏り等が発生した場合の教師の負担軽減のため、即座に対応できる体制の整備を要望しました。なお、議案第48号、議案第53号及び議案第55号については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

次に討論であります。議案第48号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、反対討論がありました。また議案第53号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議については、反対と賛成、両方の討論がありました。

以上のような審査を踏まえ、議案第50号、議案第54号及び議案第55号については、全会一致により原案のとおり可決すべきもの、また議案第48号及び議案第53号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（大関久義君） 次に、建設産業委員会委員長より報告願います。

委員長益子康子君。

〔建設産業委員長 益子康子君登壇〕

○建設産業委員長（益子康子君） 今期市議会定例会において、建設産業委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、6月6日、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第49号外2件の付託議案の審査を行いました。

それでは、審査の過程での主な質疑、意見などについて御報告申し上げます。

初めに、議案第49号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例については、発電事業者が替わった場合の地元との協定の存続、環境影響調査を実施する面積要件などについて質疑がありました。

次に、議案第51号 市道路線の認定については、笠間市宅地創出促進補助金の概要要件について確認をいたしました。

次に、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）についてであります。農政課所管では、担い手対策強化促進事業補助金や有機農業推進協議会補助金の対象者、地区、規模、有機農産物の基準、スマート農業の実証計画について質疑がありました。

商工課所管では、新紙幣対応支援事業補助金の対象者や想定台数について質疑がありました。

観光課所管では、市内観光案内版の更新、つつじ公園指定管理料の内容などについて質疑がありました。

建設課所管では、道路改良の箇所やスケジュール、橋りょう点検の実施状況などについて質疑がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、当委員会に付託された全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（大関久義君） 以上で各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

14番石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、討論をいたします。

一つ、議案第48号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

この条例案は、笠間市国民健康保険条例、平成18年笠間市条例第113号の一部を改定するものです。そして、改定内容は、一つ、第3条の当該合算額を22万円から24万円に改め、後期高齢者支援金等課税額は22万円から24万円に、それぞれ2万円引き上げるものであります。

もう一つ、19条の2、29万円を29万5,000円に、同条（3）53万5,000円を54万5,000円に、それぞれ引き上げるものであります。

上記の改定によりまして何が変わるかといいますと、5割軽減適用世帯、2割軽減適用世帯所得の所得判定基準がそれぞれ引上げになりますので、5割軽減、2割軽減世帯がそれぞれ増え、低所得世帯の負担軽減につながります。低所得者の保険料負担が引下げになること、そのこと自体は低い所得者の負担軽減になります。しかし、この改定による後期高齢者支援金等課税額後期分に関わる課税限度額は、現行の22万円から24万円に、2万円引き上げられます。これにより国民健康保険税の課税限度額は104万円から106万円に、2万円引き上げられます。この分の税収の増加分が低所得者支援に充てられることが予定されております。

現行の限度額は104万円です。所得約670万円以上は104万円ですが、限度額が106万円に引き上げられますと、約730万円以上の世帯は限度額の106万円と、2万円上がりまして一定になります。これにより、引上げの影響を新たに受けるのは、主には約670万円から約730万円の所得の方々です。これまで国保税の上限は104万円でしたけれども、106万円に引き上がります。特に子育て世代であれば、多額の保育料、小中学校から高校、大学、専門学校の学費などに多くの費用がかかります。多額の国保税が課せられる世帯は生活に余裕はありません。国保税はほかの保険税に比べて高く、例として協会けんぽと比べると、国保税の負担額は年間で約2倍近くになっております。

御存じのように、笠間市内の国民健康保険に加入する世帯は、世帯の所得額が100万円以下の世帯が約50%も占めており、低所得者が多数で構成されているのが現状であります。国からさらに1兆円の補助が必要であると、全国知事会の政府に要請をしていますが、現時点での国の新たな支援額は、その半額にも及びません。そればかりか国は、社会保障費の抑制を図ろうとしております。国保の制度の中でやりくりをしようとするのは、既に限界に達していると考えます。

国は、5年間で43兆円もの防衛予算を支出する計画を抜本的に見直し、社会保障にもっと力を入れ、自治体への支援をするべきであると考えます。同時に、県、市としても必要な支援を届けることが求められております。財政基盤の脆弱な国庫財政の下で市民生活に新たな負担をかけないよう、市は取り組んでいただきたいと思います。

よって、この条例案に反対をいたします。議員の皆様方には御理解と御賛同を賜りたくお願い申し上げまして、反対討論といたします。

次に、議案第53号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、反対の立場で討論をいたします。

この議案では、地方自治法第291条の3第1項の規定により、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することに関し、関係市町村と協議することについて

て、同法291条11の規定により議会の議決を求めるとして、本年5月30日に市長が議会に提案したものであります。

提案理由は、本案は地方自治法第291条の11の規定により提出するものでありますとなっております。別紙のとおり変更するとありますけれども、変更内容は、主に次の1から3の3点です。

第1、第11条第3項広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員を兼ねることができないとの文言を削除する。もう一つ、別表第1、第4条関係の2では、被保険者証及び資格証明書の引渡しを資格確認書等の引渡しとする。3、被保険者証及び資格証明書の引渡しを資格確認書等の返還の受付とすると。3番、備考として、1番、人口割の算定期日を前年度3月31日から1月1日現在の住民基本台帳に変更。もう一つは、高齢者人口の算定期日も、同じく前年度3月31日から1月1日現在の住民基本台帳に基づく75歳以上の人口によると期日の変更がなされる。

それから施行期日であります。この問題点は次の点であると考えます。

一つ、第11条第3項広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員を兼ねることができないとの文言を削除する。なぜ、この項を削除するのか理由が不明です。議論された経過はあるのでしょうか。

もう一つ、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、議会の議決を求めるとあります。提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律、いわゆるマイナンバー関連法の施行に当たり、今年12月2日以降は、国の方針に基づき現行の健康保険証が発行されなくなることとなりますから、規約にある別表中の用語の整理が必要となり、被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるものとなっております。

今回の規約変更は、マイナンバーカードと健康保健証のひもづけを前提としたマイナ保険証利用を医療機関受診の前提とした制度の施行が、本年12月2日に迫っているため、マイナ保険証を持たない人に発行される資格確認書を広域連合の規約上も位置づけることが必要となっております。

政府は昨年12月、マイナンバー法等の一部改正を行い、今年12月1日には健康保険証を廃止することを閣議決定。施行の12月2日以降に新規の健康保険証の発行はされなくなり、医療機関受診時は、基本的にマイナンバーカードに個人情報をもつけたマイナ保険証による受診が求められます。廃止時点で発行済みの保険証は、経過措置で廃止日から最長1年間は引き続き使用できます。マイナ保険証を持たない人は、前述のように資格確認書が発行され、それを使って医療機関を受診することができます。現行の健康保険証が廃止された後、12月2日以降、マイナ保険証を持たない人には、各保険者から資格確認書が交付されます。現行の健康保険証に代わるもので、有効期間は5年です。

しかし、被保険者証は来年7月末まで有効であり、被保険者証の文言を削るべきではなく、残さなければなりません。日本共産党は、そもそもマイナンバーカードに反対であります。それを健康保険証とひもづけてマイナ保険証と利用することにも反対です。現行の健康保険証を廃止するのですから、無保険者をつくらないためにも、資格確認書の発行は当然の責任と対応と考えます。

資格確認書は、当初の1年間の有効期限を5年間にすると岸田首相は説明しました。資格確認書を利用した場合は、現行の保険証を利用した場合と同様、マイナ保険証を利用した場合より、政府は受診料を高くする方針だとの報道もあります。改定法では、カード取得も、保険証とのひもづけについても任意、すなわち個人の自由意思で行うものとなっております。市の答弁でも、カードの取得は市民の自由意思であり、マイナンバーカードを取得しない市民に対して差別的な対応をすることはないと明言をいたしました。

しかし、国の方針が、マイナポイント最大2万円分のポイントを付与し、誘導した上、法により自由意志であるはずのマイナ保険証を取得しない市民に受診料を高くするようなことがあってはなりません。そして、事実上、取得を強制するようなものとしてはいけません。現行の健康保険証を廃止しようとすることは、個人の医療を受ける権利と人権の保障にも関わる重要な問題であり、国の大きな責任であると考えます。

茨城県社会保障推進協議会と茨城県保険医協会が共同で、今年1月から2月に、健康保険証廃止に関するアンケート調査、県民意向調査を実施し、5月に記者発表をいたしました。その結果は、健康保険証廃止についてどう思うかの問いに、8割が健康保険証廃止は撤回すべきであると回答し、保険証廃止を延期するべきが14%、予定どおり保険証を廃止すべきは僅か6%でした。「何のメリットもない。今の保険証で十分」が、患者、県民多数の声であります。

本市は国の方針を実行しようとしており、マイナンバーカードの普及、健康保険証とのひもづけと健康保険証の廃止につながる施策を、国の方針に基づいて進めてまいりました。別紙のとおり変更することに関して、関係市町村と協議することを議会が議決すれば、現行の健康保険証を廃止することを前提とした議案を認めることとなります。それは、現行の保険証を廃止しないで継続すべきであるという多くの国民、多くの市民の声に反するものになってしまうのではないのでしょうか。

厚生労働省が今年4月に調査し、5月14日に公表したマイナ保険証の利用率は6.56%でした。この議案が議決されないことにより、マイナ保険証利用者の不利益が新たに生じることはないと考えます。マイナカード、マイナ保険証の利用を希望する人は少数かもしれませんが、確実に利用できます。しかし、利用する人が圧倒的に多い現行の健康保険証は、やがて利用できなくなってしまうでしょう。現行の健康保険証を廃止しないで継続することは、市民の願いでありますので、この議案には反対いたします。議員の皆様には御理解と御賛

同をいただきたく、反対討論といたします。

次、議案第55号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論をいたします。

議案第55号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ539万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ75億5,839万8,000円となるものであります。

歳入では、1項国庫補助金、2目社会保障・税番号制度システム整備補助金が、補正額として411万4,000円収入されます。

歳出では、1款総務費、1項総務管理費として補正額539万8,000円があります。そのうち、268万4,000円が通信運搬費、128万4,000円が電算業務委託料、143万円がシステム改修業務委託料として支出され、マイナンバー保険証を利用するための措置として活用される見込みです。

先ほども言いましたように、日本共産党は、マイナンバーカード及び健康保険証をひもづけることには反対です。政府は自治体が保有していた個人情報保護の条例をシステムの標準化の妨げになるとして、全国の自治体の個人情報保護条例を廃止させようとしてきました。本市も国の求めに応じて、昨年3月に、笠間市個人情報保護条例を廃止いたしました。これは、現在の個人情報保護条例よりもずっとしっかりした条例であると、私たちは考えております。私たち日本共産党議員団は、この廃止に反対をいたしました。

今後は、自治体内部での情報の縦の展開、他の自治体との横の展開により情報が拡散される可能性が考えられます。国は特定の個人情報を匿名化して、匿名性の低い個人情報を、自治体が民間に提供するなどして活用できることを目指しています。そうすると、自治体が有する多量の情報を民間で使用可能となり、匿名性の低い情報は、幾つかその情報を重ねますと、特定の個人情報の判明につながる可能性は高くなります。

政府の個人情報保護委員会は、昨年も今年もプレスリリースを行い、昨年度の個人情報漏えいに関する事案が1万3,279件になり、過去最多を記録しております。2023年度に企業や行政機関から報告を受けるこれらのことが義務化されておまして、マイナンバー関連では、デジタル庁では公金受取口座の誤登録、富士通 J a p a n が証明書のコンビニ交付に関して、デジタル庁も、富士通 J a p a n も行政指導をされております。個人情報保護の観点から脆弱な中で、マイナンバーカードの活用をすべきではないと考えます。

よって、この議案に反対いたします。議員の皆様方には御理解と御賛同をいただきたくお願い申し上げまして、反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、諮問第3号 審査請求に関する諮問についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、答申書案のとおり棄却すべきと答申することであります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第48号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数21、賛成18、反対3。賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 笠間市福祉更生事業基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 動産購入契約の締結についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数21、賛成19、反対2、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数21、賛成17、反対4、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決

されました。

次に、議案第55号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数21、賛成18、反対3。賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

清掃施設整備等調査特別委員会の中間報告について

○議長（大関久義君） 日程第3、清掃施設整備等調査特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

清掃施設整備等調査特別委員会委員長より、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告の申出がありますので、これを許可いたします。

清掃施設整備等調査特別委員会委員長西山 猛君。

〔清掃施設整備等調査特別委員会委員長 西山 猛君登壇〕

○清掃施設整備等調査特別委員会委員長（西山 猛君） ただいまより、笠間市議会会議規則第45条第2項の規定に基づき、清掃施設整備等調査特別委員会から今期定例会において中間報告をいたします。

初めに、本市では、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、市内全域を対象とし、新たな清掃施設の整備を計画しているところであります。この点、市民生活において発生するごみ処理問題は、廃棄物行政の根幹をなす重大な課題であります。ごみの発生量抑制はもとより、安全で、安定して稼働できる清掃施設整備が不可欠であります。

市民の求める清掃施設の建設工事や周辺地域における生活環境向上施設などの整備について、市民目線で調査、検討をするため、令和5年第2回定例会において、清掃施設整備等調査特別委員会が設置されました。当委員会は、これまで19回にわたり調査、検討、協議を行ってまいりました。

次に、特別委員会の概要についてであります。タブレット資料04の1ページ中段から2ページ上段に記載されておりますとおりであります。

また、これまでの委員会の開催日程についてであります。第1回の令和5年6月15日、正副委員長の互選を行い、第2回以降は、地元との協議について、PFI等事業導入可能性の調査内容について、炉の設置数、実稼働率、余熱利用施設についてやバイオガス発電施設の財源的メリットについてなど、多岐にわたり調査を行ってまいりました。

さらには、3ページ下段に記載のとおり、令和5年9月25日に当委員会の行政視察を実施し、東京都町田市のバイオエネルギーセンターにおいて、生ごみと可燃ごみ処理、バイオガス化施設の概要、熱回収、発電利用等について調査をしてまいりました。なお、行政視察の報告書については、令和5年10月17日に実施した当時の総務産業委員会の行政視察内容と併せて、同様に5ページから7ページにかけて記載をしております。

改めて、これまで行ってきた調査内容の中間報告であります。新清掃施設の処理体制の検討について、焼却施設とバイオガス発電施設を併設した場合の建設費及び運営費等の概算事業費の比較について報告を受け、調査を行ってまいりましたが、事業費の算定に当たって採用したアンケートの内容や過去の入札の事例等のデータ数が、別紙資料のとおり、比較対象として不十分なままであると判断するに至った次第であります。

したがって、本委員会としては、現時点において、新清掃施設整備にあたり、バイオガス発電施設を併設すべきであるか否かの判断は難しいとの意見を集約したところであります。よって、今後において、市民が望む持続可能な循環型社会の構築に向けて、最適な処理体制の検討を強く求めるところであります。

加えて、余熱利用施設については、利用状況や利用者からの声について、さらなる調査をしてまいりましたが、今後、公共施設全体において在り方の検討が行われるということから、継続して調査を行ってまいりました。

以上のとおり清掃施設整備等調査特別委員会からの中間報告として意見を申し上げるとともに、当委員会としては、引き続きの調査を行い、随時報告をすることで、執行部並びに議員各位の御理解を求め、清掃施設整備等調査特別委員会の中間報告といたしたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の中間報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

決議案第1号 ガザ地区における平和の早期実現を求める決議

○議長（大関久義君） 日程第4、決議案第1号 ガザ地区における平和の早期実現を求める決議を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

1番長谷川愛子君。

〔1番 長谷川愛子君登壇〕

○1番（長谷川愛子君） 1番長谷川愛子です。提出者を代表して、決議案第1号 ガザ地区における平和の早期実現を求める決議の提案理由について申し上げます。

イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの武力衝突により、パレスチナ自治区・ガザ地区の人道危機は深刻な状況となっており、この状況を一刻も早く解決するために緊急な行動を取ることが求められております。

笠間市議会として、ガザ地区の平和実現のため、本決議案を提出するものであります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付議された議案の審議が全て議了いたしました。

これにて、令和6年第2回笠間市議会定例会を閉会といたします。

なお、この後、11時から全員協議会を開きますので、全員協議会室にお集まりください。

さらに、全協終了後に、清掃施設整備等調査特別委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

御苦労さまでした。

午前10時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 西 山 猛

署 名 議 員 石 松 俊 雄